

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の名称

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託

2. 趣旨・目的

本要領は、八戸市が実施する「八戸市博物館展示等リニューアル業務委託」の業務受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

3. 委託業務の概要

(1) 業務内容

別紙「八戸市博物館展示等リニューアル業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり

(2) 履行期間

契約日から令和10（2028）年3月31日まで

(3) 委託金額の上限額

400,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 担当所属

〒039-1166 青森県八戸市大字根城字東構35-1

八戸市博物館 担当：小林・米田

電話 0178-44-8111 FAX 0178-24-4557

電子メール haku@city.hachinohe.aomori.jp

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に規定する特定建設業の許可を本業務実施に必要な区分について受けている者であること。
- ③ 公募開始の日から、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申し立てがなされていないこと。
- ④ 公募開始の日から契約締結の日までの間において、国又は地方公共団体等から指

- 名停止措置を受けている者ではないこと又は受けることが明らかではないこと。
- ⑤ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当する者ではないこと、ならびにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
 - ⑥ 納税義務のある税を滞納していない者であること。
 - ⑦ 過去10年以内（平成27年6月）に業務完了したもののうち、国又は地方公共団体が発注した、常設の対象展示面積600㎡以上の歴史人文系博物館施設（博物館法における登録博物館又は博物館相当施設で動物園・植物園・水族館・美術館を除く）の新設又はリニューアルに伴う展示製作または展示工事の元請負としての業務実績。

5. 提出書類

提出書類は、全て片面印刷とする。

(1) プロポーザル参加申込時提出書類

- ① 参加申込書 （様式1-1/A4版）
- ② 誓約書 （様式1-2/A4版）
- ③ 会社概要 （様式1-3/A4版）
- ④ 業務実績 （様式1-4/A4版）

(2) 技術提案書提出書類（指定様式以外は任意様式とする）

- ① 技術提案書 （任意様式/A3版）

仕様書を踏まえ、以下の内容を含むこと。書類はA3版2枚にまとめるものとする。

(ア) 事業目的と概要を踏まえた本業務に対する考え方、実施方針

(イ) 本業務の実施体制

A. 業務体制

提案内容の実現のために適切な業務体制（業務責任者、人員配置計画、役割分担、及び連絡体制等）が確保されているか、具体的に明記すること。

B. スケジュール

本業務を実施する具体的なスケジュールについて記載すること。

(ウ) 本業務における工夫等

仕様書別添の設計図書（図面等）を元にした業務実施を基本とする。ただし、これ以外に、提案者自身のノウハウを活かし、より効果的・効率的な展示製作・設置となる工夫を提案すること。

- ② 提案見積 （任意様式/A4版）

設計図書に基づく提案見積を提出すること。

6. 提出方法等

(1) 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

- ① 5（1）の提出書類は、原本1部のみとする。
- ② 5（2）の提出書類は、提案者名など提案者が容易に特定できる情報は記載しない。
- ③ 各種様式は、下記（2）記載箇所で交付するほか、八戸市ホームページよりダウンロードできる。
- ④ 参加申込を行った者のうち希望する者に対して市より設計図書を支給する。支給の方法は下記（2）記載箇所での交付または郵送にて行う。

(2) 提出先

〒039-1166 青森県八戸市大字根城字東構35-1

八戸市博物館 担当：小林・米田

電話 0178-44-8111 FAX 0178-24-4557

7. スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| ① プロポーザル実施公告開始 | 令和7年6月 3日（火） |
| ② 質問受付期限 | 令和7年6月10日（火） |
| ③ 質問回答公表 | 令和7年6月13日（金） |
| ④ 参加申込書提出期限 | 令和7年6月19日（木） |
- ※参加申込を行った者のうち希望する者に対して市より設計図書を支給する。
- | | |
|----------------|--------------|
| ⑤ 参加資格適合通知 | 令和7年6月25日（水） |
| ⑥ 技術提案書提出期限 | 令和7年7月 4日（金） |
| ⑦ 第一次審査結果通知 | 令和7年7月上旬 |
| ⑧ 第二次審査（ヒアリング） | 令和7年7月23日（水） |
| ⑨ 第二次審査結果通知 | 令和7年7月下旬 |

8. 質問受付及び回答

(1) 受付期間

公告日～令和7年6月10日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

質問書（様式2）

(3) 提出方法

- ① 直接提出する場合は、提出先の窓口へ午前9時から午後5時まで（博物館休館日を除く）とし、電子メール及び郵送の場合は必着とする。

- ② 電子メールでの送付の場合、件名は「八戸市博物館展示等リニューアル業務委託に係るプロポーザルに対する質問」とすること。
- ③ 電子メールを送信した際は、担当部署まで送信した旨の電話をすること。
- ④ 質問は参加申込書、技術提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。
- ⑤ 電子メール及び添付書類について、コンピューターウイルス対策を実施すること。

(4) 回答

- ① 質問に対する回答は、原則八戸市ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ② 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則回答しない。

9. 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時（必着）

(2) 提出書類

辞退届（様式3）

(3) 提出方法

前記8（3）①と同じ

10. 審査

(1) 一次審査

- ① 実施日：令和7年7月上旬
- ② （3）評価基準に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行う。
- ③ 審査結果は書面により通知する。なお、審査結果に関しての異議申し立ては受け付けない。

(2) 二次審査

- ① 実施日：令和7年7月23日（水）
実施場所及び時刻などの詳細については、一次審査の結果通知と併せて連絡する。
- ② 実施時間
1社につき30分（準備・撤去5分、説明15分、質疑10分）
- ③ 出席者
1社につき4名までとする。

④ 選考方法

説明実施順は、技術提案書の受付順とし、審査委員が「評価基準」に基づき点数付けすることにより決定する。二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合はそれらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託者候補とする。2位も同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

⑤ 選考結果は全ての参加者に通知する。

⑥ 参加者が1社になった場合でも評価は行う。

(3) 評価基準

評価項目		配点
趣旨の理解		
事業目的への理解	・本市の示す業務の目的、内容等が十分に理解されているか。 ・事業目的を理解した提案になっているか。	10点
実施体制		
業務体制及び業務責任者の適正	・施設の特異性を踏まえたうえで、提案内容の実現のために適切な業務体制（人員配置及び役割分担など）が確保されているか。 ・業務担当者は業務に必要な実績を有しており、本業務を履行できる能力があると判断できるか。	30点
業務スケジュール	・展示物等制作設置の具体的な手順が示され、現実的なスケジュールとなっているか。	10点
業務実績及び本業務における工夫等		
業務実績	・本業務を実施するにあたり、十分な業務実績を持っているか。	10点
事業者の提案	・効果的・効率的な展示製作・設置となる工夫がなされているか。 ・提案された工夫等の内容は実現可能で、具体的かつ詳細に記載されているか。	30点
価格		
積算の妥当性	・業務経費見積額の積算内容は、提案内容に対して妥当か。	10点
合計（委員一人あたり）		100点

(4) 結果の公表

二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果を通知するとともに、後日、八戸市ホームページで公表する。

1 1. 契約の締結等

- (1) 八戸市財務規則（昭和54年八戸市規則第1号）に則り、審査委員会にて選定された本業務に係る受託候補者と、随意契約による方法で契約する。
- (2) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事項若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

1 2. 失格事項

- (1) 本要領に示された参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提案書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
- (3) 提出書類が本要領に定める事項に適合しない場合。

1 3. 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された技術提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとする。
- (2) 市は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき、本プロポーザルに関する情報の開示その他市が必要と認める時に、提出された技術提案書を開示する場合があるが、その際、企業秘密、ノウハウ等開示することにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、不開示とする。

1 4. その他

- (1) 技術提案書の提出は、1社につき1点に限る。
- (2) 本プロポーザルに参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 市が配付した資料等は、本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 公正性及び透明性並びに説明責任を果たすため、本プロポーザル実施に関する情報については閲覧、八戸市ホームページにより公表するものとする。
- (5) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び八戸市の規則等に定めるところによる。
- (6) 公告の日から審査結果発表までの間は、プロポーザルに係る必要な時や市が必要と判断した場合を除き、職員はじめ関係者との接触を禁止する。

(7) 本要領に定めのない事項が発生した場合は、審査委員会により決定する。

15. 担当部署（提出・問合せ先）

八戸市博物館 担当：小林・米田

〒039-1166 青森県八戸市大字根城字東構35-1

電話 0178-44-8111 FAX 0178-24-4557

電子メール haku@city.hachinohe.aomori.jp